

令和 7 年度第 18 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 1 月 23 日

担当部・課：保健福祉部保護課 [内線 2506]

① 件 名

生活困窮者に対する住居確保給付金の拡充について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

本市では、生活困窮者自立支援法等（以下「法律等」という。）に基づき、離職、廃業及びやむを得ない休業等により収入が減少し、家賃の支払いが困難になった者に対して、家賃相当額として住居確保給付金を支給し、生活の基盤となる住居と就職活動を支援する、石巻市生活困窮者住居確保給付金支給事業を実施している。

国は、これまで住居確保給付金の対象とならなかった転居費用についても、一定の要件のもと支給が可能となるよう、法律等の一部を改正した。

【目的】

法律等の改正に伴い、本市においても生活困窮者に対して転居費用を支給するよう、住居確保給付金を拡充したもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

生活困窮者自立支援法

石巻市生活困窮者住居確保給付金支援事業実施要綱（平成 27 年告示第 142 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち

第 3 節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現

1 地域での孤立防止を推進する

石巻市地域福祉計画（第 4 期）

基本目標 1 身近なことの変化に『気づく』地域づくり

施策の展開 1-3 困っている人を見逃さない気持ちを育みます

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成 27 年 4 月 石巻市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱施行

令和 7 年 4 月 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律施行

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 7 年厚生労働省令第四十三号）施行

12 月 石巻市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱の一部改正

⑤ 主な内容

住居確保給付金を拡充し、以下のとおり新たに転居費用の支給を行うもの。

【支給対象者】

次の条件に該当する者

1 収入減少期間要件

世帯収入が著しく減少した月から 2 年以内。

2 収入要件

世帯の収入額が以下の基準額以下であること。

世帯の人数	収入基準額（円）
1 人	130,000
2 人	179,000
3 人	225,000
4 人	270,000
5 人	315,000

3 資産要件

世帯の金融資産（預貯金等）の合計額が以下の金額以下であること。

世帯の人数	金融資産の合計額（円）
1人	504,000
2人	780,000
3人以上	1,000,000

4 家計改善に関する要件（再支給も含む）

申請前に家計改善支援事業を利用して家計の見える化を図り、新たな居住先へ転居することで家計全体の支出削減が見込まれ、かつ、その転居費用の捻出が困難であると判断された場合に申請することが可能となる。

5 支給額 【※石巻市生活保護基準住宅扶助特別基準額×3】

以下の金額を上限として、支給対象経費の実費を支給する。

なお、上限額は、石巻市内に転居した場合の額となり、上限額は転居先の自治体で異なる。

世帯の人数	支給上限額（円）
1人	138,000
2人	147,000
3人	159,000
4人	168,000
5人	180,000

6 支給対象経費

転居する際に支出する経費のうち、以下の経費について支給が可能。

〈支給対象経費〉

- ・転居先への家財運搬費用
- ・転居先住宅の初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）
- ・原状回復費用（ハウスクリーニング等）
- ・鍵交換費用

〈支給対象とならない経費〉

- ・敷金
- ・契約時に支払う家賃（前家賃）
- ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

転居費用を支給することにより、生活困窮者の家計の改善・安定を図り、困窮状態からの早期脱却が図られる。

【市財政への負担】

令和7年度予算額 2,484千円 ○住居確保給付金 2,070千円

○転居費用補助金 414千円

（財源）社会福祉費負担金 生活困窮者自立相談事業費等負担金

国庫負担金（3／4） 負担金 1,863千円

一般財源 621千円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

全国の福祉事務所設置自治体で同様の拡充が行われている。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

⑨ その他